

「はるひ野まちなみ協定」からのお知らせ

はるひ野では、周辺の緑豊かな自然環境と一体となった住環境を創出・維持することを目的として、建築物とその敷地、用途及び緑化に関する基準「はるひ野まちなみ協定」が定められています。特にここで紹介する基準は、はるひ野の美しいまちなみを創るために必要なものです。再度ご自宅の状況を確認していただき、緑豊かで美しい私たちのまち「はるひ野」を育てていけるよう、ご理解とご協力をお願い致します。

特に注意して頂きたい「まちなみ協定の基準」

かき又はさく ●道路に面する場所や隣地境界線に設けるかき又はさくは、**生け垣とすること。**

●生け垣の設置が困難な場合は、透視可能なさく（透視率 50%以上）としてもよいものとするが、その場合は、周辺の環境と調和するよう、色彩・形状に配慮すること。（真っ白なさくは周辺の環境と調和しないため避けること。）

屋外付帯設備など ●建築物に付帯する空調屋外機、受水槽等の屋外付帯設備や物置は、外からの美観を損なわないよう、**障壁や樹木等で囲む**など、計画段階で配置上の工夫を行うこと。

●美しい景観を創出するため、**テレビアンテナの設置はしないこと。**やむを得ずパラボラアンテナ等をバルコニーに設置する場合は、道路や隣家から見えないところに設置するなど、美観を損なわないようにすること。

門扉・門柱など ●道路に面した建物玄関の出入口部分や自動車車庫の出入口部分に設置する門などは、**道路境界から 60cm 以上後退すること。**

●デザインは、周辺の環境に調和したものとすること。

植栽帯 ●宅地のうち道路と接する 60cm の範囲（植栽帯）は、**形質の変更を行ってはならない。**また、**積極的に緑化、保全すること。**

●やむを得ず変更を希望する場合は、計画書をまちなみ協定部会に提出し、承認を得ること。その場合でも各道路に面する延長の 1 / 2 以上を植栽帯として確保すること。

●道路から 60cm の範囲には、**工作物を設置してはならない。**

駐車場 ●駐車場を隣家の駐車場と接して設ける場合、その**境界部分に、塀やさくを設けないこと。**（生け垣はOK）

●駐車場には、**屋根を設けないこと。**やむを得ず、駐車場に屋根を設ける場合は、事前に隣家に設置内容を説明し、承諾を得ること。

植栽ゾーン ●宅地のうち道路と接する 1m の範囲においては各道路に面する延長の 1 / 2 以上を植栽ゾーンとし、**積極的に緑化、保全すること。**

※ 詳細はまちなみ協定書をご覧ください

※ ご不明な点がございましたら、まちなみ協定部会までお問い合わせください。

➢ メール：machinami@town-haruhino.jp



《まちなみ基準の解説》

かき又はさく 道路に面する場所や隣地境界線に設けるかき又はさくの構造は、**生け垣としてください**。生け垣の設置が困難な場合は、透視可能なさく（透視率50%以上）としても良いものとしています。

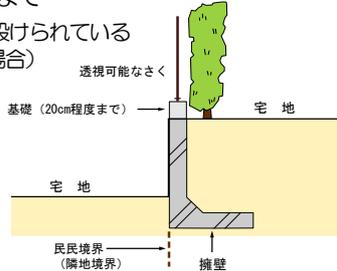
■透視可能なさく（フェンス等）に基礎を設ける場合は、以下のルールを守ってください。

- 透視可能なさくの基礎はブロック1段（20cm程度）を基準とします。

【民境界（隣地境界）側】

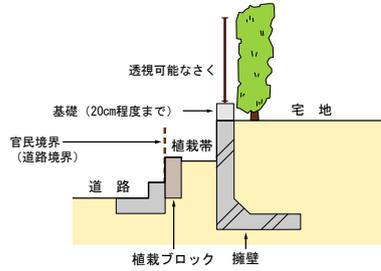
○高い方の宅地の地盤面からブロック1段まで

（擁壁が設けられている宅地の場合）



【官境界（道路境界）側】

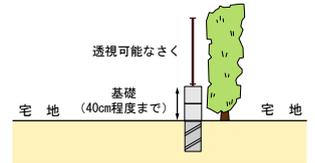
○宅地の地盤面からブロック1段まで



【特例】

民境界側で地盤面の高低差がない場合は…

○ブロック2段までOK



駐車場 駐車場の境界部分には、塀やさくを設けないでください。なお、生け垣を設置することは良いものとしませんが、その場合は、圧迫感を与えないような適度な高さとしてください。

○隣地との駐車場の境界部分は、開放感のあるデザインとしましょう。



○隣地との駐車場の境界部分を植栽すると、うるおいが増します。



駐車場の屋根 駐車場には屋根を設けないでください。やむを得ず設置する場合には、事前に隣家に説明し、承諾を得てください。側板は圧迫感を与えるため、取付けしないでください。

○屋根を設けた駐車場



○駐車場に屋根を設けないほうが、すっきりとした街並みとなります。



屋外付帯設備など エアコンの屋外機やボイラー、受水タンク、物置などの屋外付帯設備は、外からの美観を損なわないような工夫をしてください。

また物置は、隣地の境界側ではなく自家建物の壁側に設置するよう工夫してください。



テレビアンテナ

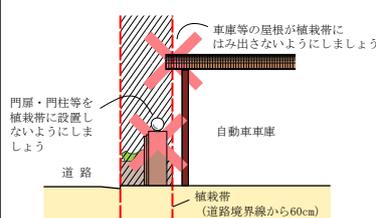
テレビアンテナの設置は避けてください。やむを得ずパラボラアンテナ等をベランダに設置する場合は、道路や隣家から見えないうちに設置するなど、美観を損なわないようにしてください。

植栽帯 道路境界線から60cmの範囲 植栽帯や擁壁の形質の変更は、行なわないでください。やむを得ず変更を希望する場合は、まちなみ協定部にその計画書を提出し、承認を得てください。但し、その場合でも道路面の延長の2分の1以上の植栽帯を確保してください。また、植栽帯に、**工作物（門扉や門塀、駐車場の屋根の支柱など）を設置しないでください**。駐車場の屋根も、空中から植栽帯にはみ出さないでください。

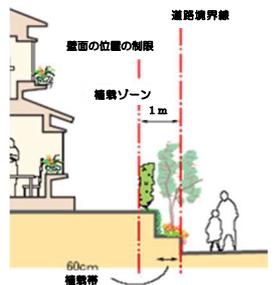
植栽ゾーン

道路境界線から1mの範囲 緑豊かでうるおいのある良質なまちなみと、良好なコミュニティのある生活環境を創出、維持するため、宅地のうち**道路と接する一定幅（1m）を「植栽ゾーン」とし、積極的に緑化・保全してください**。緑が連続したまちなみに見えるように、道路に面する延長の2分の1以上を確保してください。

○植栽帯への工作物の設置は避けましょう。



○植栽帯と植栽ゾーンの範囲です。



門扉・門柱など 門扉や門柱等は植栽帯に設置せず、**道路境界から60cm以上後退させてください**。

また、門扉等は道路へはみ出さないでください。

